

予算項目	建設改良事業費 委託料
委託番号	委託第50号

# 設 計 書

課 長	参事	係長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和8年度	作 成 年 月 日	令和8年6月25日	履行期間	から
委 託 名	事業計画策定業務委託(26812)				令和9年2月26日
委託場所	河辺岩見字西小出地内ほか			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	[国 補] ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)		事業計画策定業務 一式	
	業 務 価 格			河辺岩見地区	
	消費税等相当額				
	業 務 委 託 費				
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員) (職名)氏名	



# 事業計画策定業務委託標準仕様書

秋田市上下水道局下水道整備課

## 第1章 総則

### 1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、事業計画を策定することを目的とする。

### 2 標準仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

### 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

### 4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

### 6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

### 8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

### 9 提出書類

受託者は、本業務の着手および完了に当たって、契約事項に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者届
- (4) 職務分担表
- (5) 完了届
- (6) 納品書
- (7) 業務委託料請求書等

#### 10 管理技術者および照査技術者

- (1) 受託者は、管理技術者および照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者および照査技術者は、次のアからウのいずれかの資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。  
また、主要な協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

ア 技術士（ア）、（イ）のいずれか）

（ア）農業部門（農業農村工学）

（イ）総合技術監理部門（農業－農業土木又は農業農村工学）

イ シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）

ウ 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当するもの（農業土木に限る）

- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく十分な数の技術者を配置しなければならない。
- (4) 管理技術者および照査技術者の配置については、それぞれ兼務することができない。

#### 11 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 12 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了後に秋田市上下水道局の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

### 13 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、秋田市上下水道局の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

### 14 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、又は協議を受けたいときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

### 15 証明書の交付

本業務に必要な証明書および申請書の交付については、事前に委託者と協議するものとし、受託者の申請を基本とする。

### 16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、秋田市上下水道局、受託者協議の上、これを定める。

## 第2章 調査

### 1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物およびその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

### 2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

### 3 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

## 第3章 計画策定一般

### 1 打合せ

(1) 業務の実施に当たって、受託者は調査員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 業務着手時および業務の主要な区切りにおいて、受託者と秋田市上下水

道局は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

## 2 計画策定基準

計画策定に当たっては、秋田市上下水道局の指示する図書および本仕様書「第6章 参考図書」に基づき、設計を行う上で基準となる事項について秋田市上下水道局と協議の上、定めるものとする。

## 3 計画策定上の疑義

計画策定上疑義の生じた場合は、調査員と協議の上、これらの解決に当たらないなければならない。

## 4 計画策定の資料

計画策定に伴う計算根拠資料はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

## 5 参考資料の貸与

秋田市上下水道局は、業務に必要な農業集落排水施設関係書類、最適整備構想策定報告書、施設診断報告書、維持管理適正化計画策定報告書等の資料を、所定の手続きによって貸与する。

## 6 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献および資料名を明記しなければならない。

# 第4章 照査

## 1 照査の目的

受託者は、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

## 2 照査の体制

受託者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

## 3 照査事項

受託者は、業務全般にわたり、正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性および環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として次に示す

事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件について
- (2) 設計計画について
- (3) 概算事業費および効果算定について
- (4) 計画概要書について

## 第5章 提出図書

### 1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。また、紙媒体および電子媒体による提出を各2部とし、電子媒体はCDによる提出を基本とする。

### 2 事業計画関係提出図書

図書名	形状寸法
-----	------

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 事業計画策定報告書 | A4 |
|---------------|----|

## 第6章 参考図書

### 1 参考図書

本業務は、次に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。また、上位基準等図書がある場合およびその他の図書を参考とした場合は、別途、提出書類に記載するものとする。

- (1) 秋田県委託業務共通仕様書
- (2) 農業集落排水施設設計指針
- (3) 農業集落排水施設標準積算指針

事業計画策定業務委託(26812)

(河辺岩見地区)

特 記 仕 様 書

秋田市上下水道局下水道整備課

## 第1章 総則

### 1 適用範囲

この特記仕様書は、河辺岩見農業集落排水施設の改修に向けた事業計画策定（以下「本業務」という。）の全ての作業に適用する特記事項を示すものである。

### 2 用語の定義

共通仕様書等の用語の定義のうち、「秋田県建設コンサルタント業務等委託契約書」は本市の「契約書」に読み替えるものとし、さらに、共通仕様書等の本文中における契約書の条項については、本市の契約事項における同義該当条項に読み替えるものとする。

### 3 業務計画書

業務計画書は、「共通仕様書」に基づき作成するものとし、第1回打合せ後、速やかに提出するものとする。

### 4 打合せ等

本業務にかかる打合せ回数は、業務着手時、業務完了時、業務中間時1回の計3回を原則とするが、必要に応じて変更できるものとする。

## 第2章 業務内容

### 1 業務の対象および条件等

本業務の対象および条件等は、次のとおりである。

- (1) 名 称 事業計画策定業務委託(26812)
- (2) 位 置 河辺岩見字西小出地内ほか（別途箇所図のとおり）
- (3) 処理対象人口 173人（令和7年度末時点）
- (4) 処理区域面積 19.9ha

### 2 業務項目

本業務の項目は、次に示すとおりとする。また、調査および検討等の結果、項目および数量等に変更が生じた場合は、調査員と協議し、必要があれば変更するものとする。

なお、秋田市上下水道局を含む関係機関との協議資料についても必要に応じて作成するものとする。

- (1) 調査作業
  - ア 現地踏査
  - イ 計画関連資料および調査
- (2) 計画策定
  - ア 下水道整備区域の確認
  - イ 基本事項の検討
  - ウ 根幹的施設の配置の検討

- エ 汚水管渠計画
- オ 終末処理場計画
- カ 財政計画の策定
- キ 効果算定
- ク 事業計画書の作成
- ケ 計画書作成

### 第3章 成果品

#### 1 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とし、詳細については共通仕様書および標準仕様書によるものとする。ただし、別の様式および書式を調査員が求めた場合、それらについても提出するものとする。

また、図面等の電子データファイル形式については調査員に確認することとし、図面データを指定した形式に変換した際は、文字化け等がないよう確認するとともに、必要に応じて再編集し、調査員が確実に視認および編集可能な形で納品するものとする。

#### 2 提出書類

提出書類は、紙媒体による報告書および電子媒体による報告書を各2部とし、電子媒体はCDによる提出を基本とする。

事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)
業務名	事業計画策定業務委託(26812)

項目名	内容
公所名	秋田市
事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)
地区名	
業務名	事業計画策定業務委託(26812)
施工場所	秋田市河辺岩見字西小出地内ほか
管理番号	
業務区分	
積算区分	当初積算
地域区分	
地区区分	秋田A(秋田)
工期	
積算体系年月	令和8年7月
単価期適用年月	令和8年7月 A
歩掛期適用年番号	令和7年99号 A
電力会社名	









事業名	農村整備事業(農業集落排水処理施設)
業務名	事業計画策定業務委託(26812)

業務別業務名:事業計画策定業務委託(26812)

名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
直接人件費					
・直接人件費	1.000	式			
・・直接人件費	1.000	式			
・・・調査作業費	1.000	式			1式当たり
T00011 現地踏査	1.000	式			歩A・単A T単 2号
合計					
・・・計画策定費	1.000	式			1式当たり
T00010 事業計画	1.000	式			歩A・単A T単 1号
合計					
・・・打合せ	1.000	式			1式当たり
S63010 打合せ(設計業務基準日額) 頭首工・トンネル・用排水機場,着手前・最終,0.00人,1.00人,2.00人,2.00 人,0.5日,0日	2.000	回			歩A・単A S単 1号
S63010 打合せ(設計業務基準日額) 頭首工・トンネル・用排水機場,中間,0.00人,0.00人,2.00人,2.00人,0.5日 ,0日	1.000	回			歩A・単A S単 2号
合計					